

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2021

規格名：機器用スイッチ 第 2-1 部コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（第 1 部の規定による。） 機器用スイッチ（以下、スイッチという。）は、通常の使用状態で不注意な使用があった場合においても、人体又は周囲の物品に危険を及ぼさないように、JIS C 4526-1 規格群に規定するところに従って、通常の使用状態で安全に機能するように設計し製作しなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 12 12.1 12.1.101 12.3 12.3.101 12.3.107	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 12 構造 12.1 感電に対する保護に関連する構造上の要求事項 12.1.101 はんだ付け端子が、規程に従って区分される場合、導体を固定するための追加装置を設けなければならない。 12.3 スイッチの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項 12.3.101 コードスイッチは、導体を端子に接続する位置で導体をねじりを含むひずみから解放し、コードのシースを摩擦から保護し所定位置に維持が可能なように、コード止めをもたなければならない。 12.3.107 コード交換形スイッチのコード止めは、簡単にコードの交換が可能な構造及び配置でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2021

規格名：機器用スイッチ 第2-1部コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				12.3.112	い。 12.3.112 コード交換形単極スイッチは、開閉しない極の単数又は複数の導体の接続を可能にする、追加の単数又は複数の端子を設けていなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 13 13.2 箇条 24 24.2 24.2.7	箇条 13 機構 13.2 中間位置があるスイッチは、中間位置において意図しない動作をしてはならない。（第1部の規定による。） 箇条 24 スwitchの構成部品 24.2 保護装置 24.2.7 電流だけを減少させる保護装置 電流だけを減少させる保護装置は、規定のサーミスタでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8 8.1 8.1.1	箇条 8 表示及び文書 8.1 スwitch情報 8.1.1 一般 スwitch製造業者は、次の情報を提供しなければならない。 － 機器製造業者が、スwitchを選択及び取り付けができる情報 － 最終使用者が、スwitch製造業者の意図したようにスwitchを使用できる情報、等（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2021

規格名：機器用スイッチ 第 2-1 部コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 12 12.3 12.3.2	箇条 12 構造 12.3 スイッチの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項 12.3.2 取外しできる導体は、導体の挿入と取外しの方法を明確に表示していなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.7 箇条 16 16.1 箇条 20 20.5	箇条 10 接地接続の手段 10.7 接地端子の全ての部品は、これら部品と接地導体の銅との間、又はこれらの部品に接触する他の金属との間の接触によって腐食しないものでなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 16 温度上昇 16.1 一般要求事項 スイッチは、通常の使用で過度の温度上昇のない構造でなければならない。スイッチは、定格温度における通常の使用動作で、スイッチの機能に悪影響を及ぼす材質を使用してはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 20 空間距離、沿面距離、固体絶縁及び剛性プリント配線板アセンブリのコーティング 20.5 固体絶縁 固体絶縁は、スイッチの予期する寿命に至る前に起こり	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2021

規格名：機器用スイッチ 第 2-1 部コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 22	<p>うる熱又は環境上の影響に対するのと同様に、電氣的及び機械的応力に恒久的に耐えることができない。（第 1 部の規定による。）</p> <p>箇条 22 耐食性</p> <p>さびによって安全性を損なうおそれがある鉄鋼製の部品は、さびに対して適切な保護がされていなければならない。（第 1 部の規定による。）</p>	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示がされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.1 14.2	<p>箇条 14 固形異物、水の浸入及び高湿状態に対する保護</p> <p>14.1 固形異物の侵入に対する保護</p> <p>スイッチは、製造業者の指定どおり取り付けて使用したとき、固形異物に対して規定の保護等級を指定しなければならない。（第 1 部の規定による。）</p> <p>14.2 水の浸入に対する保護</p> <p>スイッチは、製造事業者の指定どおり取り付けて使用したとき、水の浸入に対し、指定の保護等級を提供しなければならない。（第 1 部の規定による。）</p>	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.3 12.3.108	<p>第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 12 構造</p> <p>12.3 スwitchの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項</p> <p>12.3.108 コード非交換形スイッチは、規定に適合するコ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2021

規格名：機器用スイッチ 第 2-1 部コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ードを付けなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 9 9.1 箇条 11 11.3 11.3.1 箇条 12 12.2 12.2.4	箇条 9 感電に対する保護 9.1 スイッチを通常の使用状態に取り付け動作させるとき、又は口金付きランプを除いて着脱できる部分を取り外した後、充電部との接触を防止する適切な保護があるように構成されていなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 11 端子及び端子部 11.3 端子の配置及び保護 11.3.1 電線の接続時、端子、充電部、又は可触金属部との絶縁機能が失われないように、端子を配置する、又は保護しなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 12 構造 12.2 スイッチの取付け及び通常の動作中の安全に関連する構造上の要求事項 12.2.4 引きひもは、充電部から絶縁されていなければならない。さらに、充電部へ可触になるような部品の取外しをすることなしに、引きひもの取付け又は取外しができなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当		第 1 部の第七条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2021

規格名：機器用スイッチ 第 2-1 部コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 12 12.3 12.3.115	箇条 12 構造 12.3 スイッチの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項 12.3.115 接地の連続性のための端子をもつコード交換形スイッチは、張力除去装置が故障した場合に保護接地導体の接続部分が通電導体の接続部分の後に張力を受け、また、張力が過度の場合に保護接地導体が通電導体の後に遮断するように、保護接地導体のたるみに対して十分な空間をもっていなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.3 12.3.104	第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 12 構造 12.3 スイッチの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項 12.3.104 コードスイッチのコード止めは、絶縁材料製とするか、又は金属製であれば、接触可能な金属部又は接触可能な絶縁部から付加絶縁によって分離する絶縁物によって、絶縁しなければならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 24 24.2 24.2.8	箇条 24 スイッチの構成部品 24.2 保護装置 24.2.8 ヒューズ抵抗器 ヒューズ抵抗器は、十分な遮断容量があり、故障状態で	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2021

規格名：機器用スイッチ 第 2-1 部コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		他の措置が講じられるものとする。			の破断中に火炎又は燃焼粒子の放出を引き起こしてはならない。（第 1 部の規定による。）	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 16 16.3 16.3.1	箇条 16 温度上昇 16.3 その他の部品 16.3.1 接点及び端子以外のスイッチ部は、通常の使用においてスイッチの性能・動作を損なうか、又はスイッチの使用者に危害を与えるような過度の温度に達してはならない。（第 1 部の規定による。）	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.3 12.3.110	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 12 構造 12.3 スイッチの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項 12.3.110 挿入口又はブッシングにとがった角があつてはならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.3 12.3.110	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 12 構造 12.3 スイッチの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項 12.3.110 コードスイッチは、コードが通常の使用中に発	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2021

規格名：機器用スイッチ 第 2-1 部コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				12.3.116	生する可能性がある曲げに耐える構造でなければならない。 12.3.116 つり下げ手段をもつコードスイッチは、使用中に加えられるストレスに耐えるために、十分な機械的強度をもたなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当が妥当と考える。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2021

規格名：機器用スイッチ 第 2-1 部コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（第 1 部の規定による。） 機器用スイッチ（以下、スイッチという。）は、通常の使用状態で不注意な使用があった場合においても、人体又は周囲の物品に危険を及ぼさないように、JIS C 4526-1 規格群に規定するところに従って、通常の使用状態で安全に機能するように設計し製作しなければならない。	
第十五条 第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2021

規格名：機器用スイッチ 第 2-1 部コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						当と考える。
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1 11.1.1	箇条 11 端子及び端子部 11.1 端子への共通要求事項 11.1.1 一般 端子は、使用条件を明らかにした導体に対して、安全及び信頼性のある接続をしなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 25 25.2 25.2.1	箇条 25 EMC 要求事項 25.2 イミューニティ 25.2.1 一般 電子式スイッチは、スイッチの状態（オン又はオフ）及び／又は設定値が、電磁干渉から保護されるように設計し	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2021

規格名：機器用スイッチ 第 2-1 部コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					なければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 25 25.3 25.3.1	箇条 25 EMC 要求事項 25.3 エミッション 25.3.1 低周波エミッション 公共低電圧供給システムに接続する電子式スイッチは、回線に過度の妨害の原因とならないように設計されていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1 8.1.2	箇条 8 表示及び文書 8.1 スイッチ情報 8.1.2 スイッチへの表示による情報 表 3 において、情報の提示手段欄に“表示”とある情報は、スイッチに表示しなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第二十条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えな	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2021

規格名：機器用スイッチ 第 2-1 部コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>い方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度によ	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-2-1:2021

規格名：機器用スイッチ 第 2-1 部コードスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る表示)	産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示)	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	□該当 ■非該当	—	—	—